

みずほサステナビリティ・リンク・ローン PRO 評価書

評価対象：ニッコンホールディングス株式会社様向け

みずほサステナビリティ・リンク・ローン PRO

2026年5月29日

株式会社みずほ銀行

本評価書は、みずほサステナビリティ・リンク・ローン PRO（以下、「みずほ SLL」という）の実施にあたり、株式会社みずほ銀行（以下、「みずほ」という）が借入人 ニッコンホールディングス株式会社（以下、「当社」という）とのエンゲージメントを通じ、みずほ SLL のフレームワークに基づいて、サステナビリティ・リンク・ローン原則（2025 年 3 月版^{※1}）および環境省によるグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版（以下、サステナビリティ・リンク・ローン原則と総称して「SLLP 等」という）のサステナビリティ・リンク・ローンに期待される事項に照らして評価を行ったものである。

なお、みずほ SLL とそのフレームワークが SLLP 等に適合していること、およびみずほにおけるみずほ SLL の実施体制が強固であることについて株式会社日本格付研究所より第三者意見書を取得している。

※1 ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）並びにローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション（LSTA）が作成

1. 評価結果：SLLP 等への適合性

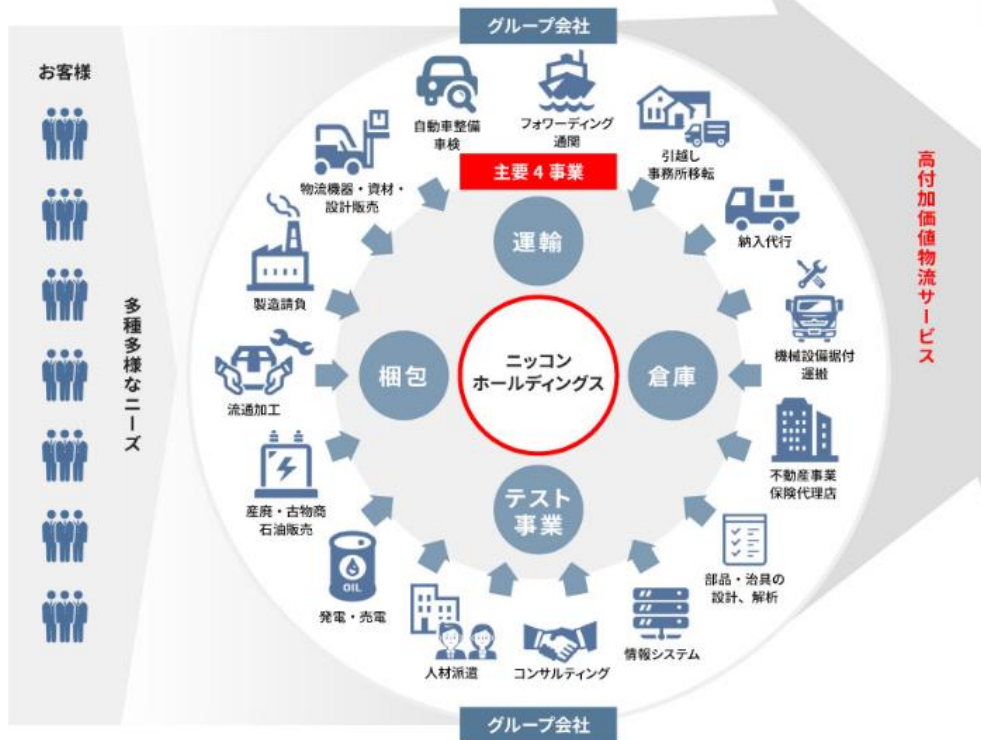
評価対象は、サステナビリティの促進ならびに環境・社会的インパクトにつながっていることを含め、後述の考察の通り、みずほ SLL フレームワーク上で定められた要件を充足しており、SLLP 等に適合していると評価した。

2. ニッコンホールディングス株式会社（借入人）の概要

（1）事業概要

・当社グループは、1953 年に梱包業、運輸業を目的として創業し、「我々は、地球的視野に立ちビジネスロジスティクスを介し『共有できる喜び』『共感し得る価値』『共生したる環境』を先進創造し、お客様・株主様・従業員と共に社会の繁栄に貢献する」を基本理念として、運送、梱包、倉庫、テストの主要 4 事業に加えて、これらに付随する一連の業務まで業容を拡大している。現在では、9 ヶ国でグローバルに事業を展開し、総合一貫物流のパイオニアとしてロジスティクスのあらゆるサービスをワンストップで提供している。

創る力、つなげる力で、高付加価値物流サービスを共創します



(出典：当社ホームページ)

< 当社の事業別売上高・売上比率 (2025年3月期) >

	事業別売上高	事業別売上比率
運送事業	1,179 億円	47.6%
梱包事業	573 億円	23.1%
倉庫事業	408 億円	16.5%
テスト事業	241 億円	9.7%

(出典：当社「統合報告書 2025」)

(2) サステナビリティへの取り組み

- ・当社では、2023年4月から開始している第13次中期経営計画において、「事業活動を通じ、人々が幸せを実感する豊かな社会の実現と持続的な発展に貢献する」を基本方針に掲げ、地球環境問題をはじめとした様々な社会課題に対しても、ESG経営による企業価値向上に向け積極的に取り組むこととし、特定されたマテリアリティに対しても目標を設定している。

<当社のマテリアリティ>

■ マテリアリティに基づく重点テーマと主な取り組み・目標

マテリアリティ	重点テーマ	主な取り組み	第13次中期経営計画 2026年3月期目標	関連するSDGs
安全性・品質の向上 →P27	交通安全	● 輸送安全に関する教育・研修	<ul style="list-style-type: none"> ● 加害交通死亡事故件数 0件 ● 死亡・重大な労災事故件数 0件 ● 定期健康診断受診率 100% 	
	労働安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場環境の改善 ● 安全衛生に関する教育強化 ● 病気の早期予防、早期発見 		
	高品質なサービス提供	● 小集団活動による安全・品質向上		
ダイバーシティ推進 →P29	多様な働き方の実現	<ul style="list-style-type: none"> ● 働きやすいインフラ・環境整備 ● 次世代人材の育成 ● キャリアプランと育成計画策定による女性活躍推進 ● 意識改革研修の実施 ● 人事制度見直し ● 障がい者雇用強化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員女性比率 国内 22.2% 海外 39.4% ● 役職者女性比率 国内 17.2% 海外 41.3% ● 管理職女性比率 国内 7.7% 海外 25.0% 	
気候変動への対応 →P31	カーボンニュートラルの実現	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸送の効率化 ● モーダルシフト推進 ● 再生エネルギーへの転換 ● 環境配慮型設備の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ● CO₂排出量削減目標 ▲3.73% (対2022年度 180,048t-CO₂) ● CO₂排出量 173,340t-CO₂ ● 水銀灯残数 0本 	
コンプライアンス強化 →P35	ステークホルダーからの信頼確保	<ul style="list-style-type: none"> ● グループ従業員への啓発・教育によるコンプライアンス意識向上 ● ホットラインの設置、通報受付体制の強化 ● 公正な取引による相互信頼の醸成 	<ul style="list-style-type: none"> ● ハラスメント教育 対象者受講率 100% ● 情報セキュリティポリシー研修 対象者受講率 100% 	

(出典：当社「統合報告書 2025」)

・当社グループでは、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、継続的に環境保全活動に取り組んでいる。主な取り組みとして、CO₂排出量がトラック輸送の10分の1に削減できるモーダルシフト（鉄道輸送）や、大型車両約2車分の積載量があり、CO₂排出量を現行大型車両比で約37%削減可能な環境配慮型トラックであるダブル連結トラック（フルトレーラー）を活用している。

・また、第13次中期経営計画の最終年度にグループ全体の水銀灯全廃を目標に掲げ、倉庫や事務所の蛍光灯・水銀灯をLED照明に切り替えており、その他、自家使用目的の太陽光発電設備を全国の事業所や倉庫に設置している。

<当社の気候変動への基本的な考え方、および環境に関する方針>

基本的な考え方	ニッコンホールディングスグループは、健全な事業活動を通じた「地球環境の保全と維持」を社会的責任と考え、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、継続的に環境保全活動に取り組めます。
環境に関する方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境負荷低減および環境汚染防止、生物多様性への配慮を行い、持続可能な社会インフラの構築に貢献します。 2 輸送の効率化や再生可能エネルギーへの転換、環境配慮型設備の導入などにより、脱炭素社会の実現に向けて、より環境負荷の少ないサービスを提供します。 3 持続可能な循環型社会の実現に向け、循環物流サービス事業の拡大を図ることで、限りある資源を有効に活用し、再資源化を積極的に推進します。 4 環境に関する取り組みについて、あらゆるステークホルダーに対する情報開示を充実させます。

(出典：当社「統合報告書 2025」)

3. 本みずほ SLL の位置付け

みずほ SLL は、事業性資金とする以外に資金用途を特定せず、当社自身のサステナビリティ向上につながる KPI を事前に定め、野心性のある SPT 目標を達成することで、社会への貢献をめざすことを企図している。

4. KPI 選定

評価対象の「KPI の選定」は以下の観点から SLLP 等に適合している。

(1) KPI の概要

- ・ KPI は、「CDP(*)気候変動スコア」である。

*CDP は 2000 年に英国で設立された国際的な環境非営利組織。世界中の機関投資家・購買企業の要請を受けて、企業の環境情報開示を促進する活動を実施している。気候変動、水セキュリティ、フォレスト等の調査・情報公開プログラムを展開しており、最終的な評価は A~D- および F (回答評価に十分な情報を提供していない) で表される。

(2) KPI の重要性

- ・ 2025 年時点で、世界の時価総額の半分以上を占める 22,100 社以上の企業に加え、1,000 を超える自治体が CDP を通じた環境情報の開示を行っている。こうしたことから、CDP は世界最大の環境データベースを有しており、CDP 気候変動スコアは気候変動報告・情報開示の仕組みのグローバルスタンダードであるといえる。
- ・ 当社は、TCFD 提言に則った情報開示を実施している。TCFD の要件にはガバナンス、リスク・機会、事業戦略、目標と実績、排出量等多くの項目が網羅的にカバーされており、CDP 気候変動スコアの質問書も同様であることから、KPI を「CDP 気候変動スコア」として設定することは、現在および中長期的な将来に亘って当社の戦略的に大きな意義があるといえる。
- ・ CDP 気候変動スコアは、環境スチュワードシップへの取組状況に応じて、情報開示 (D、D-)、認識 (C、C-)、マネジメント (B、B-)、リーダーシップ (A、A-) の 4 つのレベルに分類されている。マネジメントレベルとは、環境課題に与える影響を認識した上で、良好な環境管理に関連する「行動の根拠」を提供する回答に対して

付与されるものであり、「環境への影響を管理しているか」、「その分野のリーダーとしての地位を確立する行動をとっているか」を示している。

リーダーシップレベルとは、既に環境方針や環境活動において主導的な企業が、環境ステewardシップを推進するために CDP が協働している機関によって策定されたベストプラクティスを、その活用する戦略と実行する行動において実践していることを示している。

当社は、このようなレベルをめざした環境問題への取り組みを通じて、地球環境の保全と維持に貢献することを重点テーマとして掲げている。

- ・世界的に脱炭素への動きが加速する中、日本政府も 2020 年 10 月にカーボンニュートラルを宣言し、2050 年までにカーボンニュートラル実現の長期目標および 2030 年度の GHG 排出量を 2013 年度比 46%削減するという中間目標を掲げてきたが、2025 年 2 月に 2035 年度に 60%削減、2040 年度に 73%削減（いずれも 2013 年度比）することをめざす目標を新たに掲げている。

当社グループでも、CO2 排出量について Scope1+2 および Scope3 の算定をしており、Scope1+2 は 2030 年までに 2023 年 3 月期対比 30%削減、2050 年までにカーボンニュートラル達成との目標を設定し CO2 排出量削減に向け取り組んでいる。また、2022 年度から Scope3 の算定を開始し、2023 年度には対象範囲を国内・海外主要 8 社から連結会社へと拡大していることは、Scope3 の削減および目標設定に繋がる有意義な取り組みといえる。

- ・ CDP は企業の気候変動対応や GHG 排出量削減等の取り組みを評価し、情報開示を通じて更なる取り組みを促進させることを目的としている。当社の環境に関する方針の 1 つである「輸送の効率化や再生可能エネルギーへの転換、環境配慮型設備の導入などにより、脱炭素社会の実現に向けて、より環境負荷の少ないサービスを提供します」とも整合的である。

- ・ CDP 気候変動スコアにおけるリーダーシップレベル（スコア A-以上）では、「Scope 1 および 2 総排出量のそれぞれ 95%について、また Scope 3 の少なくとも一つのカテゴリの排出量について、第三者検証を受けていること」が要件として求められている。当社においては、Scope1・2・3 の算定は行っているが、第三者検証、および Scope3 削減の目標設定を通じて、Scope3 を含めた GHG 排出量の削減をめざすことが、今後は、これまで以上に重要になってくるとの課題認識を持っている。そのため、CDP 気候変動スコアにおける足元実績「B」（2026 年 1 月時点）である当社が、気候変動対応に向けた取り組みのさらなる推進により「A-」以上をめざすことは意義が大きいといえる。

5. SPT の設定

(1) SPT の概要

- ・ SPT は、当社の 2026 年 3 月期から 2029 年 3 月期までの各年度に基づき取得する CDP 気候変動スコアについて、「A-」以上の取得を目標とする。本ローン契約にも SPT 目標として記載されている。

(2) SPT の野心性

- ・ 前述の通り CDP 気候変動スコアは 4 つのレベルに分類される中、2026 年 1 月現在の当社スコアは「B」である。
- ・ 今次 SPT として設定する「A-」のリーダーシップレベルでは、環境ステewardシップの向上の観点から、戦略と行動におけるベストプラクティスの実践が求められている。具体的には、環境ステewardシップを推進するために CDP が協働している機関によって策定されたベストプラクティスを、既に環境方針や環境活動において主導的な企業が実施していることが必要とされており、後述にある SPT 達成に向けて取り組むべき内容を踏まえても野心性があるといえる。

① 当社の取り組みからみた SPT の水準感

- ・ 以下諸点の通り、CDP 気候変動スコア「A-」において求められる水準感と当社取り組みの現状および今後の進捗、さらに世界規模ないし日本国内における他社の CDP 気候変動スコア取得状況等の全体感に鑑み、「A-」の獲得をめざすことは十分に野心性があるものといえる。
- ・ 2026 年 3 月末において、東京証券取引所プライム市場に上場している 1,597 社のうち、スコア A および A- を獲得した企業は確認できる限りで 293 社（全体の 18.3%）に留まること、また当社と同じ陸運業 34 社のうち、スコア A および A- を獲得した企業は 6 社（全体の 17.6%）であることを踏まえると、当社において本目標は十分に野心性があるものである。さらに、プライム市場に上場している企業のうち 2024 年度において、スコア「B」であった 509 社のうち、2025 年度にスコア「A または A-」に上昇した企業は確認できる限りで 93 社（全体の 18.2%）あることから、本目標の野心性は認められるといえる。
- ・ また、近時、SDGs や気候変動の領域においては、Scope3 への取り組みが課題となっており、時流を捉え、2024 年の CDP 質問書においても、引き続き Scope3 への対応が重要視されている。当社では CO2 排出量について、Scope1+2 および Scope3 の算定は行われているが、Scope1+2 の第三者検証および当社の CO2 排出量の約 6 割を占

める Scope 3 については、現時点では、第三者検証および目標設定には至っていない。CDP 気候変動スコアにおけるリーダーシップレベル（スコア A- 以上）では、「Scope 1 および 2 総排出量のそれぞれ 95% について、また Scope 3 の少なくとも一つのカテゴリーの排出量について、第三者検証を受けていること」が要件として求められていることから、当社にとって、更なる対応が求められている。

- ・ 運送事業が全体売り上げの 47.6% を占める当社として、環境に対応した物流スタイルへと変えていく必要があるという考えのもと、2030 年・2050 年の CO2 排出量の削減目標に向け、モーダルシフト（鉄道輸送）やダブル連結トラック（フルトレーラー）による積み合わせ輸送を実施している。さらには、インフラの設備や積載量、導入コストの価格転換など課題が残る中でも、2030 年から大型 EV トラックを国内に導入することを見込んでいる。
- ・ また、全国の事業所に自家使用目的の太陽光発電設備の設置を進め、再生可能エネルギーを活用していることに加え、2026 年には自己託送サービスを開始し、生産した余剰電力を周辺営業所に託送する予定である。さらに、トラックの屋根にソーラーパネルを取り付け、電装品の作動をソーラー発電で賄うことで、平均 5~10% の燃費改善を図る実証実験も実施している。
- ・ 当社グループでは、住宅関連素材や家庭用蓄電池、自動車用バッテリー、発煙筒、バンパーのリサイクル回収輸送サービスを提供するという循環物流(3R: Recycle, Repair, Return)の強化に向けても取り組んでいる。今後は、リチウムイオンバッテリーの回収を全国に拡大することや、新領域(廃プラスチック、フロン、エアバッグ等)への展開により規模拡大を図ると共に、既存の混載輸送貨物輸送網との連携により付加価値を高めていく予定であり、循環型社会への貢献もめざしている。
このような「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けた当社グループの各取り組みとその更なる発展によって、SPT の達成も十分に期待できる。

② SPT の達成手段と不確実性要素

- ・ ウクライナ危機をはじめとする各種の地政学リスクや、大規模な自然災害等、エネルギー政策や事業において想定される様々な環境の変化、不測のリスクや影響、不確実な要素を考慮していかなければならない。
- ・ また、世界的な環境問題への懸念がますます高まるに連れて、その重要性がさらに高まっている CDP 気候変動スコアに関して、2022 年 CDP は 1.5°C に沿った気候移行計画の導入等に関する新しい分野も含めた、より厳しいスコアリング基準を導入した。

このように、CDP は各社の取り組みをさらに推し進めるべく、毎年スコアリング基準を更新している。そのため、企業が現在のスコアないしレベルを維持し続けるだけでも、活動のレベルを継続的に引き上げる必要があるといえる。すなわち、従来と同様の取り組みを継続しているだけでは、スコアないしレベルの維持も容易ではないことを意味している。

- ・このように想定される様々なリスク・影響に対し、当社は 2021 年 7 月にグループの ESG 活動の実行部隊として、取締役が直接監督する ESG 推進室を設置し、マテリアリティを特定、KPI を設定した。ESG 推進室は、気候変動リスクを含めた ESG に関する全社グループ戦略の立案を担い、グループ企業全体に周知し推進するとともに、取組状況を原則として四半期に 1 回をめぐりに定期的に開催されるサステナビリティ委員会、および取締役会で報告されている。こうした管理体制に加えて、前述の通り、CO2 排出量削減に向けた取り組みがさらに進捗すれば、SPT の達成は期待できる。

<当社のサステナビリティ体制>



（出典：当社ホームページ）

③ インパクト評価

- ・みずほは、本ローンで定められた SPT が野心的かつ有意義なものであることに加え、当社の環境・社会においてポジティブなインパクトの最大化およびネガティブなインパクトの回避・管理・低減の度合いを確認するため、当社の事業を展開する国、主要事業の業種、企業固有の要素の観点から、企業が環境や社会にもたらしうるポジ

ティブ/ネガティブインパクトを SDGs や国連環境計画が策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）原則の第4原則で例示されているインパクト評価基準の5要素（多様性、有効性、効率性、倍率性、追加性）に沿って、SPT の影響度（インパクトの度合い）を検討した。

<p>A) 多様性：多様なポジティブインパクトがもたらされているか</p>	<p>本ローンの直接的なインパクト領域は、SLL の特性上、気候変動領域ではあるものの、次の通り、多様な効果が期待できる。</p> <p>当社が取り組んでいる CO2 排出量削減に向けた各種アクションのうち、循環物流の強化については、エネルギー消費量や CO2 排出量削減等の、当社における気候変動問題解決への貢献だけでなく、当該商品のユーザーとなる一般消費者における気候変動対策への貢献も期待される。</p>
<p>B) 有効性：大きなインパクトがもたらされているか</p>	<p>本ローンは、以下の観点から、当社のみならず同業他社や関係業界に対しても大きなインパクトを有すると考えられる。</p> <p>総合一貫物流サービスを手掛け、展開する事業に必要なリソースとその周辺機能をグループ各社が自社で保有する「自前主義」である当社が、グループ全体で蓄積しているノウハウを集結させることにより、取り扱う荷物や商品、お客さまのニーズに合わせて倉庫・車両を独自に開発し、環境負荷低減に貢献していることは、当社のみならず同業他社や関連業界のサプライチェーン全体での取り組みを促進させるものであるといえる。</p>
<p>C) 効率性：投下資本に対し相対的に大きいインパクトが得られているか</p>	<p>本ローンは、次の通り、投下資本に対して効率性の高く大きな効果を得るための事業計画を後押ししていると考えられる。</p> <p>CO2 排出量削減に資するモーダルシフトやフルトレーラー、再生可能エネルギーの導入拡大、システム化・省人化の推進等、これら一連の取り組みは、当社の収益機会の実現・事業の最大化、ひいては中長期的な当社の企業価値の向上に貢献する取り組みであり、投下資本に対して大きなインパクトが期待されるものである。</p>
<p>D) 倍率性：公的資金または寄付に対する民間資金活用の度合い</p>	<p>本件は、公的資金を活用せず、民間資金を活用した取り組みを想定。</p>
<p>E) 追加性：追加的なインパクトがもたらされているか</p>	<p>当社の各マテリアリティにおいて SPT が関係している気候変動・脱炭素へ向けた取り組みでは、次の SDGs 項目に追加的な便益がもたらされることが期待される。</p>

目標7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに



ターゲット 7.1：2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する

ターゲット 7.2：2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる

ターゲット 7.3：2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる

目標12 つくる責任、つかう責任



ターゲット 12.5：2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する

目標13 気候変動に具体的な対策を



ターゲット 13.1：全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する

ターゲット 13.2：気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む

ターゲット 13.3：気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する

(3) SPT の妥当性

- ・ SPT の適切性は独立した第三者である株式会社日本格付研究所から第三者意見書を取得したみずほ SLL のフレームワークに則り検証する。また、今回設定する KPI は、気候変動等の地球環境問題に配慮し、持続可能な社会の実現への貢献をめざす当社が、CDP からの気候変動に関する質問書に回答し、その取組水準に応じて、CDP 気候変動スコアを付与するものである。各判定時点で取得したスコアに応じて、段階的に金利条件に反映させるものである。

- ・ CDP 気候変動スコアの取得には、CDP からの質問書への十分な回答が必要とされており、取得したスコアについても定量的なものであり、また、外部からの検証が可能なものでもあることから、指標として妥当なものである。
- ・ また、みずほ SLL の評価を担うみずほ銀行 サステナブルプロダクツ部 総括チームは、営業部門とは独立して設置されている部署であり、非財務面の評価知見に加え、サステナブル・ファイナンス関連の基本的な知見を有している。

6. ローンの特徴

(1) SPT と融資条件連動

評価対象の「ローンの特徴」は以下の観点から SLLP 等に適合している。

- ・ 当社とみずほの間で協議のうえ、貸出条件を決めている。2026 年から 2031 年の融資期間のうち、2026 年 3 月期から 2029 年 3 月期に基づく SPT の達成状況をみて、適用金利が優遇される内容で設計されている。貸出条件と当社の SPT に対するパフォーマンスが連動しており、SPT の目標達成のインセンティブになっている。なお、優遇される金利幅のみの開示で、基準金利は公表されない。
- ・ 具体的には以下の内容となっている

CDP 気候変動スコアにおける A- 以上取得の達成	借入人の 2026 年 3 月期から 2029 年 3 月期までの各年度に基づく CDP 気候変動スコアが A- 以上の場合はスプレッドを 0.02% 引き下げる（累積最大 0.02%）。
----------------------------	--

7. レポートニング

評価対象の「レポートニング」は以下の観点から SLLP 等に適合している。

- ・ 本ローンは当社の契約遵守事項として、2026 年 3 月期から 2029 年 3 月期までの各年度に基づく SPT の進捗の年 1 回の報告を義務付けており、対象年度の CDP 気候変動スコアを書面にて貸付人に通知することとしている。貸付人はこれにより SPT の達成状況に関する最新の情報を入手できる。

- ・当社は今回の資金調達が SLLP 等に基づくものであることを表明することを企図している。SPT である CDP 気候変動スコア A- 以上取得に向けた実績進捗はみずほへ開示することにより、透明性の確保に努める方針である。

8. 検証.

評価対象の「検証」は以下の観点から SLLP 等に適合している。

- ・ SPT の達成状況は、みずほに、書面で報告する予定としている。CDP 気候変動スコアについては、外部機関である CDP によって審査ののち CDP のウェブサイトにて開示されており、今後も開示される予定であること、質問事項や質問に対する点数基準、点数に対するレベル基準等も開示されており、透明性・信頼性が高いことから、第三者機関と同等の機能が働くと考えている。
- ・ CDP 気候変動スコアが開示されなくなった場合には、貸付人と借入人で協議を行う。
- ・ 上述の検証報告する書面や認証機関の公表は、ローン契約の一部に含まれる。みずほは報告書の内容から SPT 達成の判定について評価し、達成の場合は金利変動の通知を当社に連絡する。

以上

■重要事項の説明

1. みずほ SLL 評価書は、評価対象についてみずほが策定したみずほ SLL のフレームワークの要件充足の確認により、SLLP 等に適合しているかを評価することを目的としている。なお、本評価書は、みずほ銀行サステナブルプロダクツ部が作成した文書である。
2. 本文書に記載された情報は、みずほが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものである。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性がある。したがって、みずほは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、みずほは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負わない。
3. みずほは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負わない。
4. 本評価書は、評価の対象であるサステナビリティ・リンク・ローンに係る各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではない。また、本評価書はみずほの現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもない。本評価書は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがある。
5. 本文書に係る一切の権利は、みずほに帰属します。みずほによる事前承諾を受けた場合を除き、本文書の一部または全部を問わず、みずほに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じる。